

○笛吹市第2子以降3歳未満児保育料無料化実施要綱

平成28年3月31日

告示第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、仕事と子育ての両立を保育の分野から支援し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3歳未満児について、笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年笛吹市条例第16号)に定める利用者負担額等(以下「保育料」という。)を無料化することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)及び「平成28年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組について」(平成28年2月19日付内閣府、文部科学省、厚生労働省事務連絡)において使用する用語の例による。

(対象となる子ども)

第3条 本事業の対象となる子どもは、支給認定保護者が保育料を負担し、かつ、笛吹市に住所を有する市民税所得割課税額が169,000円未満の世帯で監護されている第2子以降の3歳未満児のうち、次の各号のいずれかに該当する者(以下「対象子ども」という。)とする。

- (1) 法第19条第1項第3号の区分に係る認定を受けた子ども
- (2) へき地保育所設置要綱(昭和36年4月3日厚生省発児第76号厚生事務次官通達)により設置された保育所に通う、保育を必要とする子ども

(申請)

第4条 本事業により保育料の無料化を受けようとする支給認定保護者は、第2子以降3歳未満児保育料無料化申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市の所有する公簿等により対象子どもと判断できる場合は、申請を省略することができる。

- (1) 支給認定保護者と生計を一にしていることが分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(決定)

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、審査を行い、その可否を決定し、第2

子以降3歳未満児保育料無料化決定通知書(様式第2号)により申請書を提出した支給認定保護者に通知するものとする。

(変更)

第6条 支給認定保護者は、第4条の規定により提出した申請書の内容に変更があったときは、第2子以降3歳未満児保育料無料化決定事項変更届(様式第3号。以下「変更届」という。)を市長に提出しなければならない。

(中止)

第7条 市長は、前条の規定により変更届が提出され、対象子どもでなくなったと認められるときは、第2子以降3歳未満児保育料無料化中止通知書(様式第4号)により変更届を提出した支給認定保護者に通知するものとする。

(決定の取消及び返還請求)

第8条 市長は、第5条の決定を受けた支給認定保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の決定を取り消し、無料化した保育料の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 保育所の入所要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第3条に規定する対象子どもに該当しなくなったとき。
- (4) その他市長が決定を取り消すべき必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により決定の取消しをしたときは、第2子以降3歳未満児保育料無料化取消通知書(様式第5号)により当該支給認定保護者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 4月1日に満3歳となる対象子どもの当該4月分の保育料は、第3条の規定にかかわらず無料とする。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

第2子以降3歳未満児保育料無料化申請書

笛吹市長 様

支給認定保護者

住所 _____
氏名 _____ ㊟

次の3号認定子どもについて、利用者負担額の無料化を申請します。

1. 対象となる認定子どもの氏名等

| 氏名 | 生年月日 | 年齢(※) | 性別 |
|---------|-------|-------|-----|
| | | | 男・女 |
| 支給認定証番号 | 利用施設名 | | |
| | | | |

※年齢は 年4月1日時点の年齢を記入してください。

2. 対象となる認定子どもの世帯状況

| 区分 | 氏名 | 生年月日 | 年齢(※) | 同居・別居の別 |
|--------------------|----|------|-------|---------|
| 支給認定保護者 | | | | 同居・別居 |
| 支給認定子ども | | | | 同居・別居 |
| 支給認定保護者と生計を一にしている者 | | | | 同居・別居 |
| | | | | 同居・別居 |
| | | | | 同居・別居 |
| | | | | 同居・別居 |

※年齢は 年4月1日時点の年齢を記入してください。

3. 添付書類

2欄に記載されている者のうち、別居している者について、生計を一にしている書類
(例：健康保険証、別居している者の住民票等)

4. 情報提供に係る署名欄

市が保育料無料化の可否を決定するに当たり市県民税情報・世帯情報・児童手当受給台帳・児童扶養手当受給台帳等必要となる公簿を閲覧すること、及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、利用施設に対して提示することに同意します。

支給認定保護者氏名 _____ ㊟

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

第2子以降3歳未満児保育料無料化決定通知書

様

笛吹市長



年 月 日付けの申請について、次のとおり決定したので通知します。

1. 対象者であると認め、利用者負担額を無料とします。

| | | | |
|-------------|-------|-------|-----|
| 氏名 | | 性別 | 男・女 |
| 生年月日 | 年 月 日 | 年齢(※) | 歳 |
| 支給認定証番号 | | | |
| 利用施設名 | | | |
| 無料となる利用者負担額 | 月額 | 円 | |

※年齢は 年4月1日時点の年齢です。

認定期間は、3号認定受け、かつ、第2子以降である期間です。

要件を満たさなくなった場合は、速やかに変更届(様式第3号)を提出してください。

2. 次の理由により却下と致します

| |
|--|
| |
|--|

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、笛吹市に対して審査請求をすることができます。

※ この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、笛吹市を被告として(訴訟において笛吹市を代表する者は笛吹市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

※ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【本通知に関する照会先】 子育て支援課 保育担当 電話055—261—3355

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

第2子以降3歳未満児保育料無料化決定事項変更届

笛吹市長 様

支給認定保護者

住所 _____

氏名 _____ ㊟

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

○ 対象認定子どもにおける変更事項等

| 氏名 | | 性別 | 男・女 |
|---------|-------|--------|-----|
| 生年月日 | 年 月 日 | 年齢(※1) | 歳 |
| 支給認定証番号 | | | |
| 利用施設名 | | | |
| 変更事項 | 変更前 | | |
| | 変更後 | | |

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

第2子以降3歳未満児保育料無料化中止通知書

様

笛吹市長



年 月 日付けをもって決定しました第2子以降3歳未満児保育料無料化決定について、次の理由により中止しましたので通知します。

1. 中止する対象認定子ども

| 氏名 | | 性別 | 男・女 |
|------|-------|--------|-----|
| 生年月日 | 年 月 日 | 年齢(※1) | 歳 |

2. 無料化中止年月日 _____ 年 月 日

3. 中止に伴う利用者負担額の変更について

| 認定子ども氏名 | 請求額 | 対象年月 | 認定子ども氏名 | 請求額 | 対象年月 |
|---------|-----|------|---------|-----|------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、笛吹市に対して審査請求をすることができます。

※ この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、笛吹市を被告として(訴訟において笛吹市を代表する者は笛吹市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

※ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【本通知に関する照会先】 子育て支援課 保育担当 電話055—261—3355

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

第2子以降3歳未満児保育料無料化取消通知書

様

笛吹市長



年 月 日付けをもって決定しました第2子以降3歳未満児保育料無料化決定について、次の理由により取り消しましたので通知します。

1. 取消する対象認定子ども

| 氏名 | | 性別 | 男・女 |
|------|-------|--------|-----|
| 生年月日 | 年 月 日 | 年齢(※1) | 歳 |

2. 無料化取消年月日 _____ 年 月 日

3. 取消に伴う利用者負担額の変更について

| 認定子ども氏名 | 請求額 | 対象年月 | 認定子ども氏名 | 請求額 | 対象年月 |
|---------|-----|------|---------|-----|------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、笛吹市に対して審査請求をすることができます。

※ この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、笛吹市を被告として(訴訟において笛吹市を代表する者は笛吹市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

※ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【本通知に関する照会先】 子育て支援課 保育担当 電話055—261—3355

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)